

東海市立児童館運営規則をここに公布する。

東海市立児童館運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市立児童館の設置及び管理に関する条例(昭和46年東海市条例第18号。以下「条例」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、東海市立児童館(以下「児童館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(児童厚生員の設置)

第2条 児童館に児童厚生員を置く。

2 児童厚生員は、非常勤とする。

(児童厚生員の職務)

第3条 児童厚生員は、児童館において集团的又は個別的に児童の遊びを指導し、児童館の維持管理を行う。

(臨時休館日等の公表)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定により児童館を臨時に開館し、又は臨時に休館する場合においては、5日前までにその旨を公表するものとする。

(目的外利用の許可)

第5条 条例第7条第1項の規定により目的外利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(目的外利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の目的外利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、児童館の管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第5条の許可を受けた者がこの規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することが明らかとなつたとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(使用料)

第8条 第5条の許可を受けた者は、次の表に定める額の使用料をあらかじめ納付しなければならない。

利用室の区分	利用時間の区分	午前9時から閉館時間まで	閉館時間から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室		200円	150円	350円
集会室		200	150	350
静養室		200	150	350
図書室		200	150	350
遊戯室		400	300	700

(遵守事項)

第9条 児童館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 風紀を乱さないこと。
- (2) 節電及び節水に十分心掛けること。
- (3) 利用器物を大切に扱うこと。
- (4) 利用後は原状に復するとともに器物を返納し、清掃を行い、特に火気及び戸締まりに十分注意すること。
- (5) 酒類を持ち込まないこと。
- (6) 所定の場所以外において、喫煙しないこと。
- (7) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯しないこと。
- (8) 許可を受けずに児童館敷地内において、広告類等の掲示若しくは配布、物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (9) 前各号のほか、児童厚生員の指示に従うこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第10条 条例第8条第1項の規定により指定管理者に児童館の管理を行わせる場合においては、第2条第2項の規定は適用せず、第4条及び次条の規定の適用については、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第6条第2項」とあるのは「条例第8条第4項において読み替えて適用する条例第6条第2項」と、次条中「福祉事務所長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長の承認を得て福祉事務所長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第11号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第17号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第46号)

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第49号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている申請書その他の用紙で残量のあるものについては、改正後の東海市立児童館運営規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成29年規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。